

第2回内部統制制度の運用上の課題に関する研究会

令和5年11月28日

【山本座長】 定時になっておりますので、始めたいと思います。

まず最初に、事務局からの御報告をお願いいたします。

【堀行政課課長補佐】 7月の第1回研究会で皆様に御議論をいただいた模様につきまして、資料1にまとめておりますが、本日は、それをもとに、地方公共団体における内部統制制度の導入実施ガイドラインの改正素案を事務局にて用意させていただいております。また、資料3で、地方公共団体が求める判断基準等を調査いたしました内部統制制度事例集の途中報告ということで用意させていただいているところでございます。

まず、資料1、資料2に沿って、ガイドラインの改正素案について、御説明させていただきます。資料2でございますけれども、新旧形式で改正の内容が落ちております。

それでは、まず、2ページをお開きいただきたいと思います。第1回の研究会におきましては、論点1から論点6ということで皆様に御議論いただきました。そのうち、まず、2ページにつきまして、論点6ということで、義務づけ表現の修正について、加筆がございます。これにつきましては、本ガイドラインにつきましては、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出しているものでございますが、一方で、そのガイドラインの内容を見ますと、様々な義務づけ等とも読める、他に選択肢がないような箇所が見られると。それについて、どう対応するかということでございますけれども、第1回の議論におきましては、監査委員と意見交換等を通じて、団体ごとに適切に判断いただきたいということを強調してはどうかという方向性が示されたものと考えております。つきましては、ガイドラインの位置づけのところに、「本ガイドラインの趣旨を踏まえ、また、監査委員との意見交換等を通じて」ということで、「団体ごとの規模や特性に応じて柔軟に対応することが望ましい」と、こういった記述に修正しております。

なお、これに関しまして、Q&Aということで、第3回の最終の段階におきまして、Q&Aに1問追加する形で補おうと考えているところでございます。

続きまして、その下の部分でございますけれども、自治体ガイドライン、金融商品取引法に基づく民間のガイドラインを踏まえて策定したと、そういう記述があるが、その理由が示されていないということで、加筆させていただいております。このガイドラインにつきま

しては、先行する民間ガイドライン、こちらが国際基準を踏まえて議論されておりましたが、その民間ガイドラインの基本的考え方を、自治体ガイドラインの導入においても参考にすべきと考えられたためであるという記述を加えています。

3ページにつきましては、時点修正でございます。こちら、実際のガイドラインにつきまして、令和2年の改正法施行時を意図して作っておりますけれども、制度導入後、数年たっておりますので、今後、導入をする団体の導入直後の留意点ということを意識した記述に変えているところでございます。

また、同じページの下、本ガイドライン等の見直しの規定でございますけれども、従前、令和2年の施行から2年を経過した日をめどに、総務省においてと、今回の研究会に至っているわけでございますけれども、では、今後どうするかということで、民間ガイドラインや内部統制報告制度の取り巻く現況の変化等を踏まえ、適時に、総務省において本ガイドラインの見直しについての検討を行うと、こういう記述を残しております。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。論点の①で、報告の信頼性についてという箇所です。こちらは別にお配りしている「資料1について」を御参照いただけたらと思っております。資料1の下段の論点1でございます。どういう発言があったかということですが、④報告の変更というのは、企業において株価の影響度が財務報告よりもサステナビリティ等の記述情報のほうが圧倒的に高くなったことが背景にあると。そして、その下、国際的に報告の概念が変化していることへの対応を行ったものという発言。それから、下から3つ目でございます。「財務報告」というのは、組織内、組織外へと広い概念で報告という言葉を使っているということ。それからその下、民間で変わった以上、自治体でも変えたほうが趣旨にかなう。あるいは、一番下、「報告」とするほうが実態に合っているという印象を受けた、そういったような御発言がございました。

それを踏まえまして、新旧のほうにお戻りいただきたいのですが、現在、財務報告等の信頼性の確保ということで、財務報告、非財務報告という趣旨は既に入っているんですけども、民間に合わせた形で、報告の信頼性の確保という言葉に変えてはどうかということでございます。

そして、2行目でございます。組織内外に向けてということに言及した上で、下段のほうでございますけれども、非財務報告のところ、こちらは、今、3行目の後ろあたりから、財務報告に関しての予算の説明書、決算という言葉が補われているところですが、非財務報告については、今、裸で使っているということで、例示として、事業計画、行政評

価等という言葉は補っております。これは、趣旨は事業の着手前段階、それから終わった後の評価段階ということで、この例示を、非財務報告につけています。

それから、組織内に向けての情報の正確性ということで、信頼性ということでは言及がございませんので、その次の行に、「その情報の信頼性を確保することも重要」の中に、「立案過程における組織内の報告等を含め」という言葉で、組織内に向けてということも意識していることを記載しているところでございます。

それから次、6ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは加筆でございますけれども、業務に関わる法令等の遵守のところ、過去の、平成26年の研究会においてでございますけれども、ガイドラインの検討に当たっては、公務外における飲酒運転等の、公務外の信用失墜行為については、内部統制の範囲外である、そういった整理がございまして、それについて言及したらどうかということをお指摘いただきましたので、そのとおりに書かせていただいております。

続きまして、7ページでございます。リスク評価の対象リスクは、不正にかかるリスクを含むということで、第1回御発言の2ページの上段に、その記述がございまして、民間では、不正監査基準というのがとうにできており、内部統制評価で不正の発生可能性というのは当然評価しているんだという御発言。不正については、自治体としても、誤謬、ミスだけでなく、不正の起こり得る可能性について、内部統制を構築すべきだという考えは同じであると、そういう御発言をいただきまして、民間のガイドラインに沿ったような形で、今回、案を示させていただいております。

一方で、行政にとっての違法行為を不正という範囲というのは、なかなか言い尽くせないというところもありまして、今現在、違法行為や不適切な事務所の結果、どういうことが起こり得るかということで、住民からの信頼を失墜させる可能性という言葉に、結果に着目しまして、住民の信頼を失墜させる可能性について検討が必要であるという記述とさせていただきます。また、その下の脚注でも、不正リスクとはということでは言及させていただきます。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと思っております。論点2のイ、情報の信頼性の確保におけるシステムが有効に機能することの重要性でございます。今、御覧いただいた資料1の論点2の下段の3、4という記述でございますけれども、情報システム業務を行っている以上、その全般統制なり、チェックが必要であると。それは当然だという話。あるいは、関連してですけれども、システムの標準化の話が進められており、内部統制を構築して

いくチャンスではないかと、そういった御発言がございました。

これを受けまして、事務局原案として、大量の情報を扱い、高度に業務が自動化されたシステムに依存する状況においては、データの信頼性を確保するためにシステムが有効に機能していることが求められる、そういった記述となっています。民間ガイドラインと違う点におきまして、点々で囲んでいる民間ガイドラインの記述というところがあると思うんですけども、信頼性のない情報は、経営者の誤った判断につながる可能性があるといったところと、続く情報の信頼性を確保するためには、その後、情報の処理プロセスにおいてという言葉が削っているところです。情報の処理プロセスということに限らず、構築の段階で、構築の段階も意識して、システムというのを有効に機能していくことが求められるということ、一方で、経営者の誤った判断につきましては、情報そのものが信頼性を確保しなければならないという事務を自治体は持っている。例えば、住民票の交付、写しの交付にあっては、住民票の写しの内容ということで、その情報自体が誤っていると、そういったこと自体がリスクなんだと。そういった場合も想定されることから、2点について落とさせていただいているところでございます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと思います。同じく、ウ、ITの業務委託に関してでございます。その統制の重要は増していることということでございまして、こちらにつきましても、第1回御発言の2ページの御発言に沿って、民間ガイドラインの記述というのを取り入れているところでございます。また、情報システム開発、運用、保守など、ICTに関する業務の全て、または一部を外部組織に委託するケースもあり、ICTの委託業務に係る統制の重要性が増していると、そういった記述でございます。

続きまして、新旧の13ページでございます。論点4、情報セキュリティなど、他の枠組みで統制を図っている業務の扱いということでございます。第1回におきましては、あまり御発言はございませんでしたけども、事務局としては、こちらの記述でございます。

「地方公共団体が処理する事務においては、地方自治法の内部統制制度とは別の個別法等により統制が義務づけられた事項が存在する。地方公共団体におけるICT統制は、個人情報保護法等により行われる統制に依拠し、これらが適切に機能していることを前提に、全庁的なICT統制及び業務レベルのICT統制の有効性の評価を行うことが考えられる」、そういった記述になっています。こちらは、個人情報保護法のように、内部統制とは別の枠組みで行われている統制におきまして、両方をそのまま複層的にやる必要はないということでございまして、「依拠し」という言葉を使っておりますけども、個人情報保護法

等の統制を行っていただいた上で、内部統制におけるリスク評価の一項目として、全庁的なICT統制、業務レベルのICT統制ということを加えていただいた上で、有効性の評価を行うと。

そして、ここに書いていませんけど、その後段として、監査委員の審査、そして議会への提出ということで、内部統制、ICT統制についても、より高いレベルに昇華されると、そういったことを意図した記述でございます。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思います。こちら細かいことなんですけども、こういった薄黄色で落としているところにつきましては、文言の適正化を行うべきこととして指摘されています。具体的に、この部分ですけども、内部統制の限界ということでございまして、2行目の「例えば」のところから、「単純な判断の誤りは不注意、複数の担当者による共謀、当初を想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理、そして、長による不当な内部統制の無視等により、内部統制が有効に機能しない場合があり得る」と、そういった記述になっているんですけども、指摘としては、長による不当な内部統制の無視があった場合というのは、有効に機能しない場合を超越しているので、言葉としては変えたほうがいいんじゃないかという指摘でございます。

具体的には、それまでの非定型的な事務処理等により、内部統制が有効に機能しない場合、それもあるんですけども、長による不当な内部統制の無視等、内部統制が対応し得ない場合、こういったような文言の適正化というのが、その他の部分においても行おうとしているところでございます。

続きまして、17ページを御覧いただきたいと思います。ガバナンスでございます。資料1の第1回の御発言で言うと、2ページの下でございます。どういった御議論あったかという、地方公共団体において、会社の取締役会に相当するのは議会、議会との関係はどう構築するか。2番目ですけども、議会との関係がある中で、長以外の執行機関の中にガバナンスの強化ということはあるのではないかと。それから3番目、監査委員との関係について、コミュニケーションを密にすべきということは書くことができるのではないかと、そういった御意見があったところです。

新旧の17ページの記述でございます。第4、地方公共団体のガバナンスの長の役割と題しまして、1行目ですけども、ガバナンスとは、透明、公正かつ迅速、果敢な意思決定を行うための仕組みであると。続きまして、地方公共団体においては、長とともに直接住民が選出する議員で構成される議会の監視が重要であると。その上で、長、監査委員、住

民との、適切に役割分担及び連携していくことが求められるんだという認識を書いています。

そして、その上で、ガバナンスにおいて、長はどのような役割を果たせるかということ、長は自ら構築する内部統制の強化を図る、そして、地方公共団体の予算の調整や議会に議決された予算の執行等を適切に行い、議会や住民に対する説明責任を果たすことでガバナンスの確保に努めるということでございます。

また、ということで、長は財務に関する事務を通じて、他の執行機関の統制を図り、他の執行機関や公営企業等における自主的な内部統制の構築を支援する、そういった、一般的な長のガバナンスで果たせる役割というのを書かせていただいたところでございます。

なお、一方で、民間のガイドラインにおきましては、全組織的なリスク管理というのが、併せてこの部分に入っています。全組織的なリスク管理につきましては、御案内のとおり、組織のある部門にとってのリスクというのは、ある別の組織部門にとってのチャンスだと。そういったことがあって、企業全体で適切なリスク管理とともに、利益の最大化を図っていかうと、そういった概念でございますけれども、自治体においてはリスクテイクということについて強調する必要もないということも考えられましたところ、全組織的なリスク管理については、今現在では、原案には入れていないところでございます。

続きまして、少し飛んでいただきまして、30ページを御覧いただきたいと思います。過年度の不備が当年度になって発覚した場合の扱いということで、第1回の資料につきましては、3ページ丸々ございます。まず、こちらはどういう経緯で論点になったかということでございますけれども、自治体のほうから、まさに評価対象期間より前に発生した過年度の案件、例えば、令和4年度になって令和2年度の不備が発見された場合の取扱いについて、過去の評価報告書を書き直すべきか、当年度の評価報告書に書くべきか、そういったことを示していただきたいということでございます。

時を同じくして、今年4月に改正された民間ガイドラインにおいても、この記述がなされているところでございます。第1回の御発言の一番上のところでございます。内閣府令の改正により、前年度に開示すべき重要な不備を当該年度の内部報告書に報告した場合について、付記事項という場所に、当該開示すべき重大な不備に関する是正状況を記載することということとなっています。

また、一方で、訂正内部統制報告書に訂正の対象となる内部統制報告書の提出日、提出の理由、訂正の箇所、訂正の内容を記載し、有効でなかったと変更する場合には、重大な

不備の内容等を記載すると。そういった制度改革が民間のほうでもなされているということでございます。

それを受けて、自治体として、どこまで対応する必要があるのか、また、性質上、どういった違う事情があるのかということが第1回の議論でございました。そして、その下の適時の訂正を求めるかという意見でございます。自治体の実際では、内部統制報告書を訂正して議会に適時報告というより、それによらない報告や何らかの対応を求められるのが実情である。それからその下、公務の場合はマスコミ報道された場合、一般市民の関心であり、そのバランスでどこまで早く出すのかという議論があるんじゃないかと。

その下、年度計画後の議会報告のタイミングで適時開示とすることを考えられる。大きな改正としない場合は、過去の評価に誤りが把握された場合は、速やかに議会監査委員に報告することが考えられるといった文言が考えられる。一番下から2番目、次回の統制報告において報告するとして、速報的に、議会、監査委員への報告でいいという考え方もあると、そういった様々な御発言があったところでございます。

そこで、新旧に移っていただきたいんですけども、案としては、1行目、「長は、過年度の内部統制評価報告書に記載すべき重大な不備を把握した場合には、その状況に応じて適時に、監査委員及び議会に報告するとともに住民に公表することが考えられる」ということで、自治体において、まずは、訂正というよりは、その状況というのを適時に報告することが重要だということを書いています。

そして、その続くところでございますけども、「また、当年度の内部統制評価報告書において、把握した過年度の重大な不備の内容、重大な不備が発生した理由、是正するために実施した措置及び改善の状況を記載する」というような記載で、当年度の、つまり、翌年度に議会に提出する当年度の内部統制評価報告書において、必要なことを書いて報告してはどうかというような記述とさせていただいているところでございます。

その他、先ほど申し上げたように、個別の文言の変更はございますけども、時間もございますので、これは、説明は省略させていただきたいと思えます。

これが内部ガイドラインの改正素案ということでございます。

そして本日、資料3ということで、別の資料になっておりますけども、内部統制制度の事例集を御用意させていただいています。前回の7月の研究会以降、私どものほうで、全国の内部統制導入団体に調査を行って、取りまとめた結果の一端でございますけども、今回、第2回の研究会ということで、途中報告させていただきたいと思っています。

こちらの束は、内部統制のリスク評価から、最後の内部統制評価の重大な不備というところの評価に至るまで、順を追って書いております。まずは、リスクの分析・評価の方法についてという資料を御覧いただきたいと思っています。

自治体は、それぞれの事務に潜むリスクをピックアップして、それを分析し、評価し、内部統制の対象とすべきリスクというのを特定していく作業がございます。そちらについて、全国でこういったことの判断をもって評価しているのかということ調べたところがございます。大きく私どもの分析によりますと、4つの方式というのがあるという整理をさせていただいています。

1つがリスクマップを活用する。それから、評価の合計点で、最大となったリスクを採用する。それから、各評価項目で最上位の区分に評価されたリスクを採用する。それから総合的に判断する。これらを組み合わせる段階も多いと書いていますけども、一様ではないということがございます。

ページをめくっていただいて、2ページがリスクマップを活用する方式ということでございます。リスクの重要性の評価については、量的重要性和質的重要性を判断する必要があるというようにガイドラインでもなっておりますけども、この団体につきましては、例1、都道府県ですけども、(1)重要性の判断として、この表に各事務の性質を当てはめているということです。まず、アのところは、量的重要性の1つの指標として発生可能性、大中小の点数があるんですけども、それが、週1回以上実施している事務だとか、月1回とか四半期ごと、そういった量の指標として発生可能性というのを出していると。それから右側、イのところは影響度ということで、リスクが露見した場合に、いかほどの損害というのがあるかということで、一番少ないカテゴリーだと年間10万円、真ん中だと1,000万以下、それ以上ということで、それぞれの加点、合計点数ということで、A、B、Cのランキングを導き出すと。そして、下側、質的な重要性ですけども、このミスの発生により、こういった社会的影響が出るかと、そういったことを指標化する。こういったことございまして、同じくA、B、Cで評価します。それを右側のリスクマップへの当てはめということで、こういった優先度について、地図のようなリスクマップにA、B、Cを落としていくことで、優先すべきリスク管理、すべき事務というのを特定していくと、そういった方式でございます。

続きまして、3ページ、同じようなことございますけども、上段の重要性の指標というのは同じようなことですが、それに加えて、業務管理指標といったものを取り入れ

ている団体があったということでございます。重要性については同じなんですけども、リスクに関して、今こういった構成をされていて、これ以上の統制が必要かといったことを判断するという要素を加えているということです。下の表、一番下の表でございますけれども、マニュアル等が活用されている、書類データ等が今でも管理されている、業務分担、引継ぎもなされている、そういったことを管理職が評価することによって、最終的に右側、(3)のリスクマップへの当てはめということで、業務がちゃんと管理されているものについては、これ以上のリスク管理というのは必要ないということで、現状を許容すると、そういったリスクマップがつくられています。こちら、5×5の段階ということでございます。

4ページを御覧いただきたいんですけども、リスクマップ、同じような考え方ではあるんですけども、右側のリスクマップというのが、2、3、4、5、6という5段階に、大小の重要度という10段階のリスク評価ということになっています。地震の震度表のような、そういったリスクマップであります。

続きまして、5ページを御覧ください。2つ目の方式、評価の合計点が最大となったリスクを採用する方式であります。1つ目の方式と同様に、影響度、あるいは影響を及ぼす範囲といった、影響度を指標とすることには変わらないんですけども、各所属が持っている事務を一通り評価しまして、その中で、最大クラスとなったようなものについて、リスク管理をしていくんだという基準を持っている団体でございます。ですから各所属に関しては、少なくとも1以上はリスク管理ということで内部統制の取組が行われると、そういった取組でございます。

6ページでございますけども、こちらはより分かりやすいのですが、影響度、発生可能性、質的重要性、それぞれ評価して、その評価の中で、1つでも最高クラスに管理すべき、影響度が高いランクに該当したものに関しては、全てリスク管理の対象とするという方式でございます。

そして、最後7ページは総合的に判断ということで、特に基準は設けず行っているところでございまして、比較的、これが数としては多いということでございます。過去における監査の指摘事項、不適切な事案等を整理して個別に設定している例ですとか、課内会議、そういったような話し合いで、リスクを特定していくという例。それから影響度の基準とあるんですけども、特に数値基準というのはなくて、こういった記述の基準を基に、重要性というのを個別判断している例。その他の例として、監査委員の指摘事項というのは、

必ずリスクと毎年しますと。あるいは出納局からの会計指導に関する指摘があったものをリスクと位置づける、自己点検。それから過去の重大な不備をリスクと位置づける、そういった例がございました。

こちらがリスク分析、評価の方式についての御報告です。

続きまして、日常的モニタリング、独立的評価ということでさせていただいています。まずは、内部統制評価部局等による独立的評価の取組例ということで、基本的には、内部統制評価部局の独立的評価というのは、1年間が終わって、その後、内部統制の自己評価が終わって、それに対して評価をしていくというのが基本かなと思いますけども、それを年度途中で複数回行っている例というのが多数ございました。

①の例ですと、評価対象期間の6月30日を評価基準日として暫定評価を行って、そして、年度経過の3月31日を評価基準日として最終評価を行っている、これ岡山県の例です。同じように、2番目も中間、最終評価を行っている。3番目は四半期でやっているというような例がございます。

それから、実地調査を行っているということで、内部統制の評価部局が特別内部監査を実施している例ですとか、内部統制推進部局ではあるんだけども、定期的な会計、物品、財産等の指導検査というのをやっている例ということです。それから、独立性を確保する取組として、推進部局、評価部局の職員が同一とならないように、組織としては、1つの組織が推進と評価を兼ねているんだけども、職員を変えることで独立的な視点を確保しているんだといった例ですとか、総務部3人、その他の部局3名、計6名を内部モニタリング担当者ということで、局部横断的に内部統制を担当する職員というのを任命している例であるとか、そういったものがあります。

続きまして、3ページでございますけども、モニタリングを有効に機能させるための取組例ということで、様々な例がございまして、重点取組例を年間で設定する、強化月間を設定する、職場会議を開催する、所属長に主体性を持っていただくために、所属長に対してヒアリングを行って、内部統制の組織ごとの適正性が確保されているかどうか、チェックしている例でございます。

4ページでございますけども、事務処理チェックシートを作成、事務処理状況の共有ということで、ミーティングを行うことを常としている。あるいは請求書、これは会計事務で、請求書というのを課内の共通のキャビネットに必ず保管する。自分の担当の机ではないというようなことで、請求日順に保管して、毎日主査が処理状況を確認する、そういつ

たことでミスが発現というのを抑えていくということ。それから、再点検を実施するという
ことで、毎月、財務会計システムから支出負担行為一覧表というのを出力してチェック
するという仕組みを設けているというような話。

それから、その下はミス発見事例の収集ということで、宮城県は面白い取組で、日常の
業務で、ほかの職員が行ったミスを防ぐ行為、これをファインプレーと称しまして、それ
に気づいた職員が、その内容、職員について投稿するというので、いい働きをした職員
というのを顕彰するという意味も含めて、事例を集めているという取組を行っている。あ
るいは、研修を行っている、そういったようなことでございます。

5ページ以降も同じようなことが続いておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、整備上、運用上の重大な不備の判断基準についてということでございます。
リスク管理を行って、リスク、事務ミスが発現してしまって不備が生じた場合に、それが
単なる不備なのか、重大な不備なのかというのを判断する基準についてということで、事
例を集めてみました。

大きく3つでございます。基準に基づくもの、総合的に判断するもの、それも考慮要素
があるもの、それから全く考慮要素というのがなく、自治体ガイドラインの基準を基に
総合的に判断している例ということで、3種類に分けたところであります。

2ページ、御覧いただきたいんですが、基準に基づくものということで、個別に、各事
務ごとに数値基準を定めて、該当する場合には重大な不備ですということ定めてしまっ
ているものでございます。ただ、一方で、網羅的にするのは不可能ですので、数値基準が
不存在の事案が生じた場合には、別個判断するとなっております。

下段に具体例とあるんですけども、例えば、事案として、徴収事務における金額決定の
誤り、事務遅延、そういったようなカテゴリーの場合でございますけども、基準1、2、
3ということで、この1つでも当てはまったら重大な不備ということで評価するというこ
とで、1つだけ、基準1については、1対象者当たり500万超の不備、故意または重過
失、または懲戒処分がついてしまっている。不適切な事案の経験あり。それが自分の担当
で過去にあった。または当該不適切な事態に対する全市的注意喚起ありという区分で、こ
れは他の課室で起こったミスではあるんだけども、全市的に注意喚起があったもの、こう
いったものに該当する場合は重大な不備と評価するという基準でございます。

3ページ、4ページに実施の表がありまして、実際の定められているものがこれござ
います。今、私が申し上げたのは、一番右の重大な不備の基準というものを文章に落とし

たものでございまして、こういう基準を基に、該当したら重大な不備だとしている団体の例であります。

続きまして、5ページでございます。総合的には判断するんですけども、考慮要素の定めありということで、考慮要素の例、着眼点の例ということで、こういったものを定めている団体がございます。多くの団体では、その自治体の損害の規模ということで、金額の基準を持ち、あるいは、それにプラスして社会的影響ということで、先ほどリスク評価のところでも申し上げたような内容にとどめているところが多いんですけども、全国的に、こういった着眼点を持っているかということで、内規レベルの資料を見させていただいた上で資料にまとめてみました。これを一つの団体が全ての要素を着眼点として採用しているという意味ではなくて、こういったものを組み合わせているという意味でございます。

例えば、経済的不利益ということで、自治体の損害の規模、あるいは住民の損害の規模というのを、それが回復不能な損害の額、つまり税の徴収ミスであれば、時効が到来するまで損害を回復することはできるんですけども、それができない、回復が不能な損害の額ということに着目している例。あるいは、回復に必要な事務量まで考慮している例。住民であれば、その損害に影響する住民の数、それが住民の身体、生命に影響があったか、そういったような基準です。社会的不利益であれば、誤った事務の内容、それが個人情報の漏えいだったのか、重大な法令違反だったのか、職員の懲戒につながったのか、それ以外の社会的影響ということで、報道関係の有無、謝罪関係の有無、そういったような基準を設けています。それから、一番最後は、組織における統制環境ということで、ミスは重大なものであったんですけども、統制がなくなれば、それは仕方がなかったということにもなるかもしれませんが、逆に、監査指摘事項を未実施していた、内部通報を放置していた、そういったような事案に関しては、もう一発でアウト、そういった基準を設けているところがございます。金額の例ということで、右側に幾つか数字を出しておりますけども、金額として、損害額がおおむね150万以上、これは中核市、都道府県が300万、そういったような例がございました。続きまして、6ページ以降でございます。実際にそれがどういったように記述されているかの例ということで、幾つか落とさせていただいています。御参照いただけたらと思います。

それから、12ページを御覧いただきたいと思います。総合的に判断するものということで、自治体ガイドラインの基準をそのまま引いているということで、箱に入っている文言は実際ガイドライン記述そのものでございまして、この記述を基に一件審査を行ってい

くということ。下の丸の部分は、ガイドラインの記述、本文ではなく、例示をもとに不備というのを見直ししていくとそういったパターンがございました。

続きまして、重大な不備の例ということで、各団体の内部統制評価報告書から重大な不備というのをピックアップして見ました。区分としては、1のところ、不十分な引継ぎとございますけれども、これは、私どもの内部統制ガイドラインの別紙3のリスク例ということで示させていただいたものに当てはめたものでございます。これも量が多くなってございますので、全ての説明は避けたいと思っておりますけれども、例えば、11ページ以降でございますけれども、私ども、リスク例に当てはめてやったつもりではあるんですけども、こういった11ページ以降の例というのは、どの分類にも当てはまらなかったものでございまして、例えば条例、規則、マニュアルなどの不備ということでしたり、改正条例の適用誤り、財務報告費、非財務報告の誤りということでございました。

次、12ページには予算計上漏れ、入札手続における誤りということで、こういったことは、なかなかリスク例には当てはまらなかったということでございます。

最後、1ページだけ、監査委員の審査において、長の評価手続に重大な不備があるとされた例というのを教えてほしいという自治体がございます。実際どういったものがそんなことを、そんな事態があるのかと当方でも思ったんですけども、1団体だけ、これは新型コロナウイルスの対応ということで、約200を超える所属があった中で、コロナ対策として、特定の所属に限定して内部統制の自己評価というのを行ったという団体でありますけれども、ガイドラインの本文でも「やむを得ない事情」という記述はありますけれども、この団体においては、200を超える中で、29しか選定しなかったことというのは、内部統制の評価に当たって、その評価に重要な影響を及ぼしたということで、内部統制における重大な不備と、監査委員の審査の段階で不備とされた例ということで、1例見つかったということで御報告をさせていただきたいと思っております。

長くしゃべってしまいましたけれども、こういったことを中間報告としてさせていただきまして、3月に、こちらの事例集を完成させたいと思っております。

また、座長にお話ししたいのは、こちらにつきまして、途中報告ということでございます。未定稿でございますので、今回の公表資料からは外させていただいて、3月に正式公表とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【山本座長】 堀さん、どうもありがとうございました。

ただいま、ガイドラインの改定の素案と事例集の説明をしていただきました。これらに

基づきまして、まず、ガイドラインの改定素案についての御意見を、構成員の皆さんの御意見を賜りたいと思います。事例集についても、何かお気づきの点があれば御意見賜りたいんですけども、それは、最後、20分ほど、時間がありましたら、まとめて御意見いただきたいと。

まず、ガイドラインの改定素案について、御意見、御質問等ございましたら、いただきたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ。

【石川構成員】 ありがとうございます。「相当にボリューム感がある内容で、非常によく調べられたな」というのが率直な感想でございます。

そこで、御提案というか、お願いがございます。9ページの情報と伝達につきまして、一言、「組織横断的に」リスクを管理する情報の共有ということについて、何かその辺りを一言入れていただけないかをお願いしたい次第です。

基本的には、自治体の組織は縦割りです。情報と伝達は、トップダウン、ボトムアップで行われます。何か事がおこれば、首長には必ず連絡が行われているはずなのです。一方で、組織横断的に情報と伝達を行い、リスクを共有することについては、脆弱性があるのでは、と考えております。こういうお願いをさせていただく裏づけは、昨年、DXに関して、内部統制の調査をさせていただいた事があります。調査対象は、DX推進、情報政策課の方です。そこでの調査は、過去に入力ミスなどの事務ミスなどがあったか否かを把握しているかを聞いております。その結果、「いいえ」をつけられていた方が多くおられました。一方で、報道には公表されていませんけれども、昨年の厚労省が所管する事務で、高額介護支給サービスの支給の事務について入力ミスがありました。「高額介護サービス」「支給」入力ミス」等で検索をかけると、多くの自治体で相当の件数がヒットしました。現金の入力ミスなので、最終的には、財務事務のミスにも影響するはずですが、その辺りのリスクを、所管課の職員と情報政策課の職員とでは共有されていない可能性がある事が懸念されました。

先ほど、堀課長補佐も、全組織的なリスク管理に関連して、「今回は入れなかったが、ある課で発生したリスクは、別の課にとっての教訓となる」ことを、民間企業を引き合いに出して、話されておりました。その辺りのリスク管理についての考え方を、全庁的に把握できるように、「組織横断的にリスク共有をするように」という、文言を入れていただけないでしょうか。これをお願いしたい次第です。

事例集を拝見していると、制度を導入している自治体では、とてもよくシステマチック

に実施されていて、「ここまで実施されておられるのか」という印象も持ちました。その一方で、現状では制度を導入していない自治体が多くおられます。そうすると、将来的に導入している自治体と導入していない自治体とでは内部統制の考え方に乖離が生じると思われると思います。自治法上の内部統制の整備運用を行っていない自治体にとっても、内部統制のガイドラインには「組織横断的な情報共有」について記載されていれば、このことに鑑みて、組織横断的に情報共有しようとする動機付になると思われると思います。むしろボトムアップ・トップダウンの情報の共有の在り方だけでは、不十分であることをご認識していただくためにも、ここで加筆していただけると、良いのではと思われました。

あくまでも御提案ではありますが。

【山本座長】 どうぞ。

【堀行政課課長補佐】 その御指摘いただいたページの次のページ、10ページに、情報の伝達ということで特出ししているところがございまして、情報の伝達の2行目、組織内においては、例えば長の方針は、組織の全ての者に適時かつ適切に伝達される必要があると。その上で、不正、誤謬等の発生に関する情報ということで、そういった伝達される仕組みを整備することが重要であると、こういった1節がございしますので、もしも、この辺りに……。

【石川構成員】 はい。もし入れていただけるのであれば、組織横断的という文言がご提案の箇所にあると、実行力が高まると思います。

【堀行政課課長補佐】 他に異論がなければ、こういったところに入れさせていただけたらと思います。

【山本座長】 よろしゅうございますか。ほかに、どうぞ。

【宮原構成員】 17ページのところなんですけど、17ページの4で、地方公共団体のガバナンスと長の役割のところの3行目ぐらいから、「議会の監視が重要であり」、ここからなんですけども、長、監査委員、住民との適切な役割分担と連携により、ガバナンスが強化されると。ここの監査委員、この文章の主語が長であればいいんですけども、ここを、要するに、役割分担と連携をするものとして、監査委員を含むとするとつらいことになってくると。

なぜかと申しますとまず、1点目として、監査委員が住民と連携をとるとするのは難しいと。住民監査請求が出てきた段階で、住民と連携をとるなんていうのは、これ、不可能ですので、まず住民が難しいと。それから、議会の関係でも難しさが残っていると。自治

法上は、まず、議会との関係では、議会の請求監査が、これは議会の請求によって、事務執行を監査し、議会に政策判断の材料を提供するという項目があるわけですが、私、16年監査委員をやっている、この請求があったことは1回もないんです。そういう実際にはないものについて評価をするかどうかという点が一つと。

それから、議会との関係では、長と、それから職員の賠償の問題、責任があるかないか、その額をどうするかという意見の照会が来るわけですが、それは恐らく、監査委員としての独立性を求められていることなので、連携をとるということができないのではないかと。

それから、事実上の問題としては、代表監査委員は議会に出席していますので、その限りでは連携をとっていますけども、そのことを言われるのかどうか。さらには、監査委員4人のうち、2人が議選の監査委員であると、そういう意味での連携を含まれるのか。さらには、議会との意見交換会みたいなものをつくるというところまで行かれるのかどうか。監査委員が主語に入ってくるとすると、その連携の中身をどうするのかということを教えていただきたいと思うんです。

【山本座長】 どうぞ。

【堀行政課課長補佐】 よろしいですか。こちらの記述に関しましては、左側に点々で囲んでいる、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方に関する答申というのが、31次地方制度調査会でございまして、そちらの記述というのをかみ砕いたものとお考えいただきたいんですけども、人口減少が進みという文脈の中で、長、監査委員等、議会、住民が連携すると。そして、その下段ですけども、これらの適切な役割によるガバナンスといったことが人口減少社会においても、適切に対応することに資すると、そういった記述がございまして、ここを踏まえたものでございまして、役割分担及び連携ということにつきまして、宮原先生が御指摘のような個別具体的な、これをこうするという意識を書いたものではなくて、それぞれで役割を果たすことによって連携すると、そういったことを書いています。

ですので、その記述の下に、「長は」ということで、長が役割分担、連携することの趣旨として内部統制を強化し、予算を調整すること。それから、議会に承認された予算の執行等を適切に行うこと。そして、説明責任を果たしていくこと、こういったことが長にとっての連携でございまして、記述はございませんけども、監査委員にとって連携していくというのは、長が提出した内部統制評価報告書を適切に審査する。あるいは決算、そういつ

たものの帳簿というのを審査していくということ。そして、住民に対して適切に行われていることを、監査基準等に基づいて監査の質を保障していくと、そういったことが、まさに役割分担及び連携ということで監査委員が取り得るもの、そういったことを評価しておりますので、個別に何を、会議を開いてくれとか、そういったことは意図したところではございません。

【宮原構成員】 今回の地方制度調査会の分科会の答申なんですけども、左に書いてあるとおりなんですけど、「長、監査委員等、議会、住民が連携することなく」と、ここで連携が出てきているんです。その役割に漏れや重複が生じてしまうことになってしまわないよう、役割分担の方向性を共有しながらということで、連携という言葉、頭では連携を持ってきているんですけども、しつぽの部分では連携を使っていないと。だから多分逃げたんじゃないかという気がするんです。

その辺を、連携をずばっと言われちゃうと困ってしまうという部分があるので、さっき、堀さんがおっしゃられるように、具体的なものじゃなくて理念的なものなんだということであれば、それは分かりましたということになるわけですが、よろしくお願いします。

【入江構成員】 よろしいですか。

【山本座長】 どうぞ。

【入江構成員】 同じ点ですけれども、私もこの記述を読んで、何を意味されているのかよく分からなかった。すごく一般的な感覚、概念的に、理念的にということであれば分かりますけれども、それが何を指しているのかということが判然としないなという印象を受けましたので、これを同じ並びで書かれるということでもいいのかどうかということは、もう少し皆様の御意見も頂戴したいなと思います。

【山本座長】 いかがでしょうか。この文章の主語が明確でないという御指摘から、意味がとりにくいというのか、多義的であるという御意見だと思うんですけども。では、どうぞ。

【石川構成員】 住民の中には、業者が含まれているとするのであれば、役割分担というようにも読めなくはないことも考えられます。サービスを受取る側の住民ということであれば、役割分担なのかは疑問ですね。確かに読み取りにくいとは思われます。

ただ、住民の中に事業者さんを含めることを意図されるとすれば、先ほどITの統制のところ、事業者さんを管理することを説明していただきましたので、そこは妥当であるように思われます。

【田中行政課長】 よろしいですか。

【山本座長】 はい。

【田中行政課長】 このときの答申は、内部統制だけではなくて住民監査請求、住民訴訟制度の制度の在り方についても、議論されていたんですよね。なので、住民のチェック機能とかは確かに意識していて、ここでは「住民が連携して」と書いたんだと思うんです。

今回、民間ガイドラインで、全組織的なリスク管理と内部統制の関係を記述したことに端を発してどう書くかという時に、そのときに、あえて住民訴訟とか住民監査請求を内部統制が意識すると書くのかどうかというと、何がポイントかということになります。住民監査請求、住民訴訟制度は、私の実感でいうと、すごく現場で効いています。コンプラ確保のために、すごく効く仕組みであるのですが、内部統制をやるときに、それを前提にするというの、やや違うのではないかという気もしております。その辺は、皆さんの御意見をいただければと思います。

【入江構成員】 この並びで、ここに置くかどうかということも、議論をもしできるのであればですけれども、内部統制に関係を有する者の役割の続きで置くということが今、現案でしょうか。ということではないですか。15ページからの続きで、ここに置くという御提案ですよ。でも、今の議論だと、理念的なものということであれば、そもそも内部統制については、長の担当する事務についてということですので、議会について、どこまで言えるかということもありますし、もう少し頭のほうに持ってきて、内部統制というのが自治体全体に対して、どのように行われるべきかというところに置いたほうが、しっくりくるのかなという感じを受けましたが、いかがでしょうか。

【宮原構成員】 適切かどうか分からないんですけども、住民監査請求が来たときに、それが当該行政について、すごくプラスになっているということは、おっしゃるとおりなんです。

ただ、住民監査請求は、もともとは税務訴訟、つまり、税金の使い方があって、それが使われ方が変な場合にいった場合は、最大限、それを取り返せるというような制度なわけですから、それと内部統制、つまり、長の下にリスク管理を集中させるというのは、制度が別個なので、別々の話として理解したほうがいいのではないかという感じがするんですけども。

【田中行政課長】 住民監査請求というのは大事ですが、住民との連携という言い方は、確かにちょっと違うかなという感じはしました。

【石川構成員】 確かに、17ページの左側の答申は、そもそものガバナンスの考え方で、入江先生がおっしゃるとおり、前のほうは、そもそもの考え方について書かれているので、もし記述するのであれば、やはり前のほうに持ってくるのが妥当かと思われます。

民間ガイドラインの記述については、申し訳ないのですが、把握しておりませんので、どの並びで、この記述があるのか分かりませんので、何とも言えません。確かに、答申のほうは前段の、そもそものガバナンスの考え方なのだろうと思われます。

【秋山構成員】 よろしいですか。

【山本座長】 はい。

【秋山構成員】 このガイドライン自体は内部統制の話なので、ガバナンスを前に持ってくると、ガバナンス、内部統制の関係とかをもっと詳しく書かなければいけないんじゃないかと思うんです。なので、これぐらいでさらっと書かれているほうが私はいかなと思って、読ませていただいていたんですけど、ガバナンスを上を持っていくと、これが、目的が不明瞭というか、ぼやけてくるんじゃないかという気がします。

全体の中の内部統制という意味で、全体を説明するというのは重要だと思うんですけども、私の感覚としては、そのように感じました。書き方の工夫はあると思うんですけど。

【山本座長】 どうぞ。

【田中行政課長】 宮原先生、違和感があるのは住民のところですか。

【宮原構成員】 議会と住民なんです。

【田中行政課長】 そうですか。ただ、内部統制する上で、長は長の役割を果たし、議会は議会の役割を果たし、監査委員は監査委員の役割を果たすと、そういう全体的なガバナンスの仕組みの中の一つとして、内部統制があるということを言うんだとすると、住民がその中に入ってくるのは、住民監査請求というのは、結局監査委員がやっていることですから、そういう意味なのであれば、あえて住民を入れる必要はないかとは思いました。議会も、請求監査はあまりないかもしれませんが、議会の執行機関に対するチェック機能というの、それはガバナンスの要素ではあるのかとは思いました。

【宮原構成員】 監査委員と議会が、どこでどうするんだという話になってくると思うんですけども、一番いい場所は、決算審査のところになってくるのかなと思ったんです。そうすると、実際の決算が、議会が9月の中旬、10日から2週間後に開かれていると。7月に会計責任者から市長に決算案が送られてくる。市長から監査委員に審査の付託が来る。それが終わるのが8月の下旬頃、終わってくると。それを、さらに市長に返して、今

度は市長から議会に渡されると。議会のほうは、受けて、それをまず、事前レクチャーを受けるだろうと。それから、議員さん個人はそれを判断していこう。そして、会派で集まって、会派として検討していこう。そして、質問事項を決めていこう。それを、10日ないし2週間の間にやらなくちゃいけない。

それを監査委員と議会が、その2週間の間にどういう役割ができるかと考えると、それは無理だろうというのが印象なんです。

【田中行政課長】 決算審査のときに、議会ができることはなかなか限界が実際にはありますから、内部統制で前さばきがしっかりされているということを前提として決算審査が行われるとか、あるいは、決算審査以外にも含めて、議会の監視機能が果たされるということなのかなと思うんですが、その辺りが実務とぴたっと来ないと、こういう御趣旨でしょうか。

【宮原構成員】 ぴたっと来ないと。

あと、議会等の調整を誰がどういうふうにするんだと。千葉市の場合、議員さんは50人いますから、50人と監査委員が意見のすり合わせをする、あるいは何とかするという事は、まず不可能。そうすると、じゃあ議長さん、副議長さんでやるのかと。そうすると、議長さん、副議長さんは1年交代で変わってしまう。国会みたいに長年やっている人であれば、それは議長さん、副議長さんに知識が積み上がっていくんだけど、どうしても1年ごとに交代してしまうと、実効性がなくなってしまうと。

すり合わせといふかなんていうか、意見のあれを、誰と誰がやって、どういう機会にやって、その議題を何にするのかというのが難しくなるんです。これが会社であれば、取締役会と監査役は密ですから、そんなに考えなくてもいいんだけど、監査委員と議会という立場で見ると、難しくなってしまうと。

【町田座長代理】 よろしいですか。

【山本座長】 どうぞ。

【町田座長代理】 宮原先生のおっしゃるのは、この研究会の前に設けられていた研究会のときから、千葉市の御主張として承っているんですけど、決算審査の話に絞らなくても、内部統制報告を議会に対して首長が行うわけですから、それも一つの報告を受けるといふ役割だと思うんですね。その話も含めて、議会は当てはまらないと言っちゃうと、この話が全部壊れちゃうので、ですから、議会を外すところまでは、今回考える必要はないんじゃないかなと思うんですね。

ただ、住民のところについては、おっしゃるとおりかもしれません。民間のほうでいえば住民というのは株主に当たると思うのですが、例えばガバナンスのところでは株主というものは出てきませんから、ちょっと住民まで含めるのは行き過ぎかなと思います。それから連携の点も、これも地制調の言葉に引っ張られているのかなという気は少しします。だけど、議会を外してしまうと報告先がなくなっちゃいますから、さすが、そういう役割分担でいいんじゃないかなと思います。

それで、先程から、ガバナンスの規定をどこに置くかについて、秋山先生から、あまり前に持っていくといっぱい書かなきゃいけないよというお話がありました。上場企業の内部統制報告基準の改訂で、今回、何でガバナンスの話が入ってきたかという、あちらでは、2015年から上場企業のガバナンスコードが設けられたからなんです。そこに規定されていることは、内部統制に反映させていこうと。実際に、上場企業では、コードに従っていろいろ守っていますから、それを入れていこうという趣旨です。内部統制報告の基準の中でガバナンスのことを決めようというわけじゃなくて、あくまでガバナンスと内部統制って不可分ですよ。ガバナンスの一部として内部統制はありますよねということで、それぞれ役割を考えていこう。特に、内部統制というと、ついつい経営者ばかり目がいっちゃうんですけど、取締役会も関わっていますよねということも述べているわけです。今回、ここで言うのであれば、地方公共団体で言えば、首長に目がいっちゃうけれども、議会に対して報告をして、逐次報告をすることで連携を図る、あるいは役割分担をするという趣旨を簡潔明瞭に書いておけばいい箇所なのかなとは思っています。

以上です。

【村井構成員】 今おっしゃったことと基本的には同じなんですけれども、自治体の実際の現場においては、内部統制評価報告書で、例えば重大な不備として、こういうことがありましたということで報告に乗る、いわゆる不適切事案なんですけど、大抵の場合は、そこまで大きな事案というのは、内部統制評価報告書を議会に提出するときに明らかになるというよりも、その前に、プレスリリース等で発表する例が大変多いです。監査によって指摘される前に、内部統制ですから、自らそういった不適切事案というものを把握して公表する。

それが報道されるということで、うちの長野県の場合ですと、内部統制評価報告書は11月の定例会に出すんですけれども、その前の9月だとか、あるいは6月だとかの定例会で、議会でも相当その内容について、再発防止策も含めて、厳しく指摘をされまして、今後

どうするか、自治体としてどうするんだということを、議会の意見も参考にしながら意思決定されていくと。そういった仕組みになっているというふうに私は認識しておりますので、そういったガバナンスに関して、議会も含めて、監査委員も含めてですけれども、あるいは、透明性を確保する中で、住民による監査請求という仕組みもしっかり機能するということも含めてなんだろうと思うんですけれども、そういった中身の中で、長だけがガバナンスというものについて、責任を1人負うものではなく、全体として、仕組みとしてガバナンスが保たれるんだということを、ここで言おうとしているんだとすれば、住民に対して積極的に役割を果たせというような記述は、ちょっと違和感には私がありますけれども、そのところを工夫すれば、この表現でよろしいんじゃないかと私は思います。

【宮原構成員】 連携って何という話があると思うんですけれども、辞書的にいうと、お互いに連絡を取り合うこと、協力し合うこと、物事を行うことという、その3つのことが書いてあるんです。連絡を取り合う、協力をする、物事を行う、ちょっときついと。だから、そこを弱めてほしいという感じなんです。

それと、議会はもう、議会とガバナンスの関係は議会改革で、そちらで処理して、そこで議会の能力を上げられるような方策をとるという感じがするんです。

以上です。

【山本座長】 小林さん、どうぞ。

【小林構成員】 小林です。先ほどおっしゃったように、上から流れてくると、長と職員と監査委員と議会というのが出てくるので、議会まで入るのは、長野県さんがおっしゃったように、いいのかなと思っていて、市民のところ記載がない中で出てくるのは、ちょっと違和感を感じるのかなというのが1点思っているところ。

あと、人口減少社会、左側の緑のところなんですけど、すみません、読み方が違ったらあれなんですけど、住民が連携することなくと書いてあるので、連携しないということなのかなと思っていて、右と左が違うことを言ってしまうのではないかなと思ってはいるので、どういう書き方がいいのかというのは今、思い浮かばないんですが、これだとずれてしまっているのかなと感じています。

以上です。

【秋山構成員】 いいですか。

【山本座長】 どうぞ。

【秋山構成員】 左を読み直すと、連携することなくというのは、役割に漏れや重複が

生じてしまうことになってしまわないように、ちゃんと適宜連携してくれということを行っているんだと思うんですよ。なので、後ろをはしょっているから、連携だけが目立っているのかなという気がします。ですので、どうせ連携という言葉が使われるんだったら、左からそのままそっくり持ってきて、私が今、申し上げたような形にすれば、よろしいんじゃないかと思います。

【山本座長】 この文章が少し分かりにくいという点に集約されるのだと思うんですけども、このタイトルがガバナンスと長の役割と2つあって、多分長の役割が内部統制のことを意識しているのかと思うんですけども、ガバナンスは仕組みで、内部統制はプロセスですから、若干観点が違うわけですけども、密接に結びついているので、この文章になっていると思うんです。

ただ、「議会の監視が重要であり」と、その後の文章のつながりがよく分からないというのが皆さんの御意見だと思うので、事務局で何らかの工夫をして、これは素案ですから、次回の改定案までに、より分かりやすくしていただければと思います。

それでよろしゅうございますか。

【宮原構成員】 それで結構です。

【山本座長】 この点は、そういうことで工夫していただくということで、ほかに、まだ重要な論点、前回も議論されたところがたくさんあると思うんですけども、いかがでしょうか。どうぞ。

【村井構成員】 30ページなんですけれども、内部統制評価報告書の訂正の部分なんですけど、少し細かな話になってしまいますけれども、「また」以降、当年度は内部統制評価報告書、先ほどのお話ですと、当年度ですから、当年度を評価対象とする内部統制評価報告は翌年度に出されるという意味合いになりますけれども、その意味合いが少し分かりづらいなと思ってしまして、評価対象年度たる当年度なのか、あるいは報告を行う年度である当年度なのかということが分かりづらくて、私が最初読んだときは後者で読んでしましまして、報告対象たる当年度というふうに読めるなと思ったんです。

そうすると、11月定例会に、長野県の場合には内部統制評価報告書を議会に提出すると先ほど申し上げましたけれども、実は、過去の事例で言いますと、12月に、議会が終わった後に、物すごい大きな補助金の交付不適切事案が発覚をしたということがあります。あのレベルが発覚すると、恐らくその年度の評価報告書、あれは何だったんだという話に多分なるんですよ。そのときに、選択肢として、臨時的に次の議会に評価報告書を修正

するという選択肢も、当然、これは考えざるを得ないような状況になるんですけども、ここで言っている意味合いとすると、恐らくは、把握後、直近の内部統制評価報告時においてという意味合いになると理解したものですから、その旨は多少、そういう書き方を、そこが分かるように書いていただくと、実務的にはありがたいなと感じました。

以上です。

【山本座長】 前回の議論だと村井さんのおっしゃるとおりだったと思うんですけども、少し分かりにくいので、工夫をしろという御指摘だと思うんですけども、いかがでしょうか。この点は、前回もかなり議論があったところですけども。どうぞ。

【小林構成員】 今の話とは、ずれてしまうんですけども、表題のところが内部統制の評価報告書の訂正という形になっているので、訂正の部分が抜けたので、ここの表題を、表現を、過年度の不備が発覚した場合というような明記がいいのか分からないんですが、少し変えたほうがいいのかないかなという感じがしました。

【山本座長】 町田さん、どうですか。

【町田座長代理】 いろいろ検討された上でここまでたどり着いているので、あまり再度議論を起すつもりはないんですけど、1行目のところで、これは何を報告するかということが気になります。この文章を読んでいくと、重大な不備を把握したんだから、それを報告するというふうになっていると思うんですけど、そのときにやはり理由までは一緒に報告しなきゃ駄目なんじゃないかなと思うんです。是正策が間に合わないから、次年度の評価報告書に書けばいいと思うんですけど、少なくとも、不備と、その不備が生じた暫定的な理由であっても、理由について報告するという目的語を入れてはどうかかと、今、小林さんの話を聞きながら思いました。

【山本座長】 ここでは過年度の内部統制評価報告書についての誤りを、その年度の報告書を訂正するというのではなくて、気づいたところの内部統制報告書に記載すると、そこで、その点で御意見の一致があったように思われるので、こういう文章になっていると思うんですけども、その点については、よろしゅうございますよね。

【町田座長代理】 この点も皆さんお気づきの上だと思うんですけど、内部統制報告書に載るということは、次年度というか、翌年に出る内部統制評価報告書ですけど、この理由と是正するために実施した措置についても、改善状況についても、監査委員の監査対象になってくるということですよ。

そんなことは当然やらなきゃ駄目なんだということでもいいのか、もう少し丁寧に、注でも付けて、監査委員の監査においては理由、それから、是正のため実施した措置、また改善の状況も、監査の対象となるということを説明した方がいいのか。私は、注を付けておいたほうが丁寧かなと、思うんですが。

【秋山構成員】 私は当然対象になると読んでいましたけど、注があると分かりやすいかもしれません。

【町田座長代理】 あくまでも、念押しではありますけども。

【秋山構成員】 ガイドラインでもありますので。

【石川構成員】 そうなると、ここでの読み方なのですが、長野県の例ですと、12月に不適切な事案が発覚したと。この過年度とは前年度ということですね。12月ですから、それはプレスリリースか何かで公表されているということですね。「また」以下の当年度とは、次年度に、12月に起こった内容で、分ったことについて書くという理解ですよ。そういうことですよ。

【村井構成員】 そういうことです。

【石川構成員】 そこでは、起こった原因とその対応策について、次年度の報告書で公表、記載するということですよ。またプレスリリースでも、原因と、その対応策について公表し、そのことも監査には報告し、対応していくことを公表していくという理解で合っていますか。そういうことですよ。

【村井構成員】 そういうことです。

【石川構成員】 12月にはそれはやっていると。

【村井構成員】 まず、先ほど出した例で言いますと、11月に内部統制評価報告書を一旦出すわけですが、定例で出すんですが、その後に、例えば、あつてはならないですけど、大きな重大な不備が、過年度のものが発覚をしたとしますよね。そうしますと、ガイドラインをそのまま適用した場合には、直ちに内容を公表します。議会にも報告しますし、監査委員にも報告する、公表をするという形になります。

その上で、その翌年度の内部統制の評価においても、あるいは監査においても、その後にとつた重大な事案に関する、その後の対応について、また、さらに重大な事案の中身、どうしてこんなことが起こったのか、再発防止策をどうするのかということも含めて内部統制評価報告書の記載対象になりますし、監査のほうの対象にもなって、その結果を議会に報告する、あくまで翌年度になりますけれども報告をするというふうに私はとっていま

すし、実際に、これが発覚した、うちの県でそれが発覚したのは、実は平成26年だったんですけど、だから内部統制の制度はまだできていなかった頃なので、この仕組みが機能するということはなかったんですが、実際の流れとすると、そんな流れになりまして、翌年度の監査で重大な事故であるという指摘を受けて、議会に報告するということが実際に行われたということです。

【石川構成員】 ありがとうございます。そうすると、監査へは、フィードバックと対応策について、説明し、それを監査すると理解すればよろしいですね。

【村井構成員】 そうですね。執行部、我々、知事部局における重大な事案について、そもそも過去の時点においての対応がどうであったのかということプラス、発覚した後の対応がどうであったのか。あるいは今後どうすべきかということについて、内部統制評価報告書の記載対象にするだけではなくて、監査のほうにも御説明をして、監査をいただいて、その結果をともに議会に報告するという形になるという理解です。

【石川構成員】 ありがとうございます。

【山本座長】 という理解だと思うんですけど。

【石川構成員】 これもリクエストなのですが、本日御出席されているメンバーの方は、私も含めて理解できたところであると思われまして。このことを、内部統制のガイドラインの読み手に理解していただくためには、例えばタイムテーブルをお示しいただけると、非常に分かりやすくなると思われまして。

【井内構成員】 大阪市ですけど、いいですか。ここの前段のところの重大な不備を把握した場合には、監査委員や議会に報告するというのは、それこそ何かが起きたときのプレスリリースとか、議会での質疑といった形での報告もあるだろうし、訂正報告書みたいな形で載せるという方法もあるだろうしと。

だから、この報告というのは一体何というのは、もしかしたら、読む自治体によって捉え方が違うのかなと思うんですけど、私は適時にということであれば、当然そういうことが起きれば、報告は議会に上げていかないとはいけませんし、監査委員にももちろん上げていくことですので、それはそこでいけるのかなと。ただ、自治体によっては訂正報告書という形で、きっちり上げたいところもあるかも。時期にもよると思うんです。石川先生がおっしゃったように、いつだったらどうかというのは、なかなかそこまでタイムテーブルというのは難しい、書き切るの難しいかなとは思いますが、これはどうしたらいいの、訂正報告書でいいのとか、どうなのとかいうところを、米印みたいな形で注釈をつ

けていただけたら。監査委員、議会への説明、事故対応、再発防止ができていればいいのですから、いろいろなやりようはあると思っています。

ただし、把握した直近の内部統制評価報告書では、きっちりと経過なり、説明を尽くすという、それは書いていただいているかと思うんですけど、この前段部分は迷う部分が多いかなと思います。

以上です。

【山本座長】 訂正報告書というタイトルで何をしているかということだと思んですけども、例えば、平成30年度の問題を取り上げるときに、平成30年度の内部統制の報告書を訂正するというのではなくて、訂正報告書というタイトルでこんな不備がありましたという単なる報告なのかという話だと思んですけども、もし過年度の内部統制の報告書を、それ自体を訂正するというんだったら、それはそれで……。

【井内構成員】 そういうところもあるかも。だからどのレベルまで訂正すればいいのかというのは。

【秋山構成員】 それ自体は訂正しないんじゃないですか。

【井内構成員】 訂正しないというよりは、必ず把握した直近の評価報告書において内容をちゃんと説明するというのは、それは絶対なんですけど、その前段のところについては、発覚した時期ですとか、議会に上げるタイミングとかどうこうとかいうのはあると思いますので、ものが要るのか、要るということでしたら、そういうふうには書かないといけませんし、議会にちゃんと内容的な部分では説明を尽くしているということであれば、もうそれでいいでしょうということだと思んですけど、どうなのでしょう。御意見をいろいろお聞きできたらと思うんですけど。

【山本座長】 訂正というのは、出し直しという趣旨なんですか。

【井内構成員】 そういう自治体も、中にはあるかも。今、長野県さんがおっしゃっていたように、一旦出したものの、ここはあまりにも内容的に重いので、訂正して出しますというところも中にはあるかも。

だからこれは出したらいいのか、出さなくてもとか幅があるかと思うんですけど、その辺りを注釈をつけるような形ができたなら、これはじゃあどうしたらいいだろうと、適時に報告するというけど、この報告というのはどういう形でというのが、自治体としてはちょっと迷う部分はあるかなと。

【山本座長】 事務局から。

【堀行政課課長補佐】　　まずもって、タイトルが訂正ということで、直っていなかったこと、非常に申し訳ございません。これは改めさせていただきます。

その上で、本文の2行目の報告、適時に監査委員より議会に報告し、十分に公表というのは、まさに第1回の研究会でいろいろ皆様ございましたように、実際においては、不祥事案を含め、重大な不備が発覚した場合は、即時の何らかの対応が必要だということで、マスコミ対応なども含めて事案の公表ですとか、町田先生おっしゃったように、発生した理由ですとかというのを適時、公表していくという意味なので、報告というのが、確かにこの議論に参加していない自治体がぱっと見ると、「お？」というふうに思ってしまうということもあるとすれば、報告というのは違う、公表ですとか、そういった言葉に変えるというのは一つあると思います。

そして、2点目ですけれども、当年度の内部統制評価報告書に重大な不備が生じた理由などを書いていくのを基本としたとしても、いや、そうでなくて、せめて直近の、例えば、昨年度の報告書だけでも訂正したものを再提出する、そういった団体があつていいと思いますが、ここで脚注に、そういう方策も考えられるということを書くことも、そっちに誘導してしまう可能性もあつて、過去のものをごとまで遡っていくのか、例えば内部統制制度、令和2年に入ってまだ数年でありますけれども、これが30年後、50年後、これは永続的に残る制度でありますので、では、発覚したのが相当前のものに関して、何十冊も変えていくのかと、そういった議論が喚起されるかなと思っております、そこら辺のところを委員から御発言をさらにいただければありがたいと思います。

【山本座長】　　どうぞ。

【小林構成員】　　渋川市の小林です。任意で入れている小さい団体からすると、人員も限られている中でいうと、大きな政令指定都市さんよりも、内部統制の熟度というのは多分低くなると思うんです。そこで訂正となると、任意で入れている団体のほうが確率が高くなるようなイメージもあるので。ほかの市町村さんの大きな市の内部統制を見ると、こんなこともやっていますすごいと思う部分があるんですが、さすがにそれはできないと。できないということは、出る可能性を多く抱えているようなイメージは、担当としては持っているところであるんです。

そうすると、修正というのを出すとなると、やはり任意で入っていくときの足かせというんじゃないですけど、心配な部分というのが増えていく。法適用する意味みたいのところまで悩んでしまう部分もあるんじゃないのかなというのは感じているところではありま

す。

【村井構成員】 よろしいですか。これは私の理解では、あくまでガイドラインであって、標準的なありようを示すという意味合いと私は捉えております。脚注という形ではあれ、訂正ということが標準的なありようとして示されるということに対してはやや抵抗がありまして、そこは自治体の判断にお任せいただければと思います。

そういった過去のものについて、訂正という対応をとる自治体を否定するわけではないですけれども、標準的なありようとして示す必要はないのかなど。マストで示す部分に関しては、先ほど大阪市さんが言われたように、次年度において、しっかりちゃんと、その後の経過も含めて検証して報告くださいまででよろしいのではないかというのが意見です。

【宮原構成員】 私も同じような意見を持ってしまして、前段の部分は、むしろ危機管理的なもので、すぐ公表して記者会見をやって、とにかくすぐ収めなさいよと。後段の部分は、内部統制にこういう問題があったということ、将来が検証できるようなことを確保しておけば足りるのではないかと考えているんです。

【入江構成員】 このガイドラインの性質として、義務づけであるとか誘導的であるとかということは避けたほうがいいと思いますので、そういった自治体ごとの裁量といたしますか、自由度を残すような、そういう書きぶりをしていただければありがたいなと思います。

【山本座長】 多分、訂正という形で、再提出を意味すると一からやり直しということですよ。それが義務づけられると大変な話になるので、気づいたときに、何年前の話を持ってくるのは、現というのか、今の内部統制報告書で取り上げる話で、10年前の内部統制報告書とか、昨年の内部統制報告書を書き直すんだ、もう一度やり直すんだということではないという理解かと私は思っていたんですけども、その点はよろしゅうございますか。一からやり直すんじゃないと。

それでないと、先ほど堀さんも、事務局もおっしゃられたように、何十年前という議論も私、すっきりしないんですけど、内部統制報告書は行政文書で、何年保存するんですか。30年ですか、10年なんですか。保存期間を過ぎているのにやり直すなんてナンセンスな話ですから。

【堀行政課課長補佐】 行政文書としては、そのとおりでございますけども、議会にかかっている文章ということを考えれば、議案の保存期間はまた別かと思えます。

【村井構成員】 長野県の場合は、議会に提出された議案になりますので、議案といい

ますか、報告を含めて、広い意味での議会に提出されるものになりますので、議事録に載りますので、永年載ります。

【山本座長】 それの蒸し返しというのも、この研究会のそもそもの趣旨から離れると私自身は思っているんですけども。秋山さん。

【秋山構成員】 私もそのように思います。

【石川構成員】 私は、この評価報告書自体の訂正をイメージしていたわけではなくて、追加的に不備の部分だけ、不備があったことを公表するイメージを持っておりました。

というのも、上場企業のEDINETでも民間企業は修正があった場合には、修正報告書を提出しています。有価証券報告書の全文を修正しているわけではありません。修正が入れば、該当箇所だけ修正して公表しています。これに関連して、イメージしていたのは審査自体を修正するのではなく、追加的な報告書の公表をイメージしていました。EDINETで公表されているような。その修正箇所に関わる報告書の公表です。

【山本座長】 有価証券報告書と、内部統制の話は違う。

【石川構成員】 はい。不備があった場合に、公表は報道などのプレスリリースやHPだけに限定されるものではないと思われまして。むしろ、追加的に、修正部分に関わる内部統制報告書を作成し、公表することもありうると思われました。プレスリリースだけでなく、統一的に公表する方が効率的と思われましたので。もちろん、新しい業務を増やそうとするものでは全くございません。

【山本座長】 すみません、町田さん。

【町田座長代理】 よろしいですか。話が堂々巡りしているので、そろそろ終わりにしたほうがいいかなと思ってるんですけど、まず、最大の問題は、事務局がここに訂正という言葉を残したことにあるわけで、残さなければここまで議論は百出しなかったんだろうと思います。

前提となる情報としてお話しすると、民間の場合は、5年間なんです。永遠にということではなくて、内部統制の訂正報告の期限は5年です。そして、民間の場合はEDINETという適時開示システムを金融庁が運営しているので、何かあればすぐに企業がアップできるんです。

そして、石川先生がおっしゃったように、全部を評価し直すというわけじゃなくて、訂正報告を出すということは、内部統制が有効ではなかったという事実が明らかになった場合なんです。以前の報告書では有効だったと言っていたのを有効じゃなかったというふう

に訂正する。結論の訂正のみなんです。

今回、地方公共団体のガイドラインでもそうした評価結果の訂正をやるかやらないかということで、原案として出ているのは、評価結果について訂正報告書を出させるということのはやめにして、ともかく過年度の重大な不備を見つけたら報告しなさい、監査委員と議会に報告しなさいと言っているわけです。

ただし、その後に出てくる、直近の内部統制評価報告書では、発見された重大な不備のことを、その内容と理由、是正の措置、そして今どこまで是正できたのかということはもちろん書きなさいよということです。そこの縛りだけ設けておけば、あとは、一時的な処理は、もう現場にお任せしていいのではないのでしょうか。あまりがんじがらめにすることが目的じゃないので、現場に任せることだけでも、後日出る報告書にはしっかり載りますよということだと思います。さらに、さきほども申し上げたように、報告書載った以上は、監査委員もちゃんと監査対象で見ますよということですから、そこで信頼性は担保されるんじゃないかなと思っているんですよね。だから、民間の適時開示システムが常に24時間運用している状況と、地方公共団体の場合とは分けて考えていいのではないかなと思っています。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございました。ということのように私も思うんですけども、よろしゅうございますか。

【町田座長代理】 ごめんなさい、別な点で、1点だけ。どうしても、学者としてどうしても譲れない点を申し上げたいんですけど、14ページです。これは、もう内部統制の評価作業に関わる話じゃないのですが、ここの記述だけは何とかしてほしいということなんですけど、「長による不当な内部統制の無視等、内部統制で対応し得ない場合」と書かれているんですけど、内部統制の無視は、全て内部統制で対応できないわけではないんですよね。

どういうことかということ、例えば企業の経営者が内部統制を逸脱して、子会社から50億円引っ張ってバカラに投資するとか、そういうことをしちゃったら、必ずその痕跡がどこかに残るわけです。それを基に、民間で言えば、監査役、取締役会、あるいは内部通報も動くでしょうということです。何らかの形で別の社内の仕組みが見つかったり外部監査が見つかったりする。最終的に、今例に挙げた会社の場合は、監査役が見つけて対応したわけですけど。つまり、内部統制が事前に防止できないかもしれないけれども、事後的に適時

に発見して対応することはできるわけです。この記述で「内部統制では対応し得ない」まで書かれてしまうと、内部統制をトップがオーバーライドしたら、もうそれっきりというふうに読めてしまうので、少しここの表現を改めてもらえないかなと思っています。

これは私からのお願いです。ガイドラインの中身とか報告制度とは関係ないところで申し訳ないんですけど、気になりましたので。

【山本座長】 事務局で、対応していただけますか。

【堀行政課課長補佐】 かしこまりました。今確認しましたところ、民間ガイドラインにはこういう一節があって、経営者が、組織内に適切な全社的または業務プロセスレベルに係る内部統制を構築していれば、複数の者が当該事実に関与することから、経営者によるこうした事実の実行は相当程度、困難になると。先生おっしゃるとおりで、内部統制でも一定の、経営者が無視する、無効ならしめるようなときでも対応できるというような記述もありますので、そこは適切に表現を変えさせていただきます。

【町田座長代理】 すみません。気になっているのは「対応し得ない」とまで書かれてしまうと、内部統制が無効されるという議論みたいになっちゃうので、少しだけ言葉を、表現を改めてほしいというだけのことです。

【堀行政課課長補佐】 経営者自らの行動にも相応の抑止的な効果をもたらすことが期待できると、そういうふうに民間で評価されていますので、それに沿ったような記述にさせていただきます。

【山本座長】 残り時間も、あと15分ほどになりましたので、事例集について何かお気づきの点がありましたら、ぜひ御指摘いただきたいんですけども、まだ途中のものですが、こういう方向でまとめたほうがいいんじゃないかとか。

【秋山構成員】 よろしいでしょうか。

【山本座長】 どうぞ。

【秋山構成員】 前回のこの場で、自治体によって、重大な不備の数の差があるという話をして、何か基準を示されたいかがでしょうかという発言をしたと思うんですが、今、これを見て思ったのが、こういった例を示すことによって、数の数え方の問題は別として、こういうのは質の問題が非常に重要ですので、それをちゃんと開示すると。あとは自分たちで重大な不備として認識するということが重要なので、こういった例を示すことで足りるかなと思いましたが、前回そのような発言をしましたけど、取りあえず、この方向性でよろしいかなと思います。

【田中行政課長】 ここは私どものほうでも結構気になっていたことで、重大な不備の基準というところで、例えば金額とかということもあり得るんでしょうけれども、大きい団体、それから任意で入れていただいているような小さな団体もある中で、なかなか金額の基準を示しにくいなという議論をしました。

それで、こういうケースを重大な不備としているという事例を示すのが現実的ではないかと、こういう結論です。

【町田座長代理】 この点についていうと、ガイドラインと事例集がつながっていないんですよね。例えば、ガイドラインの評価のところなのか、重大な不備の判定のところか分からないですけど、注でもつけて、事例集を出しましたということに記載した方がいいと思います。各地方自治体には、判断規準はお任せしているにしても、事例集を参照して、できるだけ客観的な基準なり、あるいは指標なりを検討することが望ましいとかという形で誘導してもいいのかなとは思いました。

【田中行政課長】 規範とまではなかなかできないと思うんですけども、参照するぐらいということでしょうか。

【町田座長代理】 そうですね。これだけ労力をかけて作成していただいた事例集のことが、一言もガイドラインに出てこないのは少し寂しいかなと思いますので。

あと、もう一つ、口を開いたついでに申し上げると、事例集の途中で公認会計士協会の公会計委員会の例が出ていましたけれども、もう少しちゃんと記載してあげてもいいかなと思います。ある特定の市で使っていますよということだけじゃなくて、日本公認会計士協会の公会計委員会では、こういうものを公表していますよということを記載して挙げていただきたい。あるいは、何か別枠で、付録でもいいので触れてあげたほうがいいかなと思います。そういう公表物を出しているところは他にありませんので。

【秋山構成員】 ありがとうございます。

【町田座長代理】 いやいや、先生がおっしゃるかと思ったんですけど。事例の6でしたか。

【秋山構成員】 10ページのところです。

【町田座長代理】 これはちょっと、これだけだと寂しいでしょう。

【秋山構成員】 確かに。研究報告の名称ぐらいは載せておいていただいて、検索できるようにしていただけるとよろしいかと。

【堀行政課課長補佐】 そうさせていただきます。

【秋山構成員】 ありがとうございます。

【山本座長】 ほかに何かお気づきの点だとか、このようにまとめたほうがいいとかという御意見とかございますか。どうぞ。

【堀行政課課長補佐】 今後、3月に向けてどういった資料集をまとめようかという構想でございますけども、総合的な事例集、もともとは、当初の調査において、自治体から判断基準を示してくれといったことに絞るという選択肢もあったんですけども、内部統制、現在実施している団体の数ですとか、どういった団体で、こういった内部統制の評価部門を位置づけているとか、そういったところから始まりまして、構築までのスケジュールですか、そういったところを参照すれば、ある程度、内部統制の全体像というのが想定できて、導入するにしても参考になるような、そういう総合資料集を今つくろうと考えておりますので、また、その折々には御相談差し上げることもあると思いますけど、どうぞよろしく願いいたします。

【山本座長】 どうぞ。

【町田座長代理】 事例集のリスク分析の分析評価の方法についてというところと、次に出てくる重大な不備の判定のところのつながりをはっきりさせてあげたほうがいいのかなと思うんですよね。現状では、同じようなことが書いてあるような、二巡しているような印象を与えてしまうのではないかと思います。両者は当然連携しているはずなので、評価して、それを受けて判定するという、つながりがあるはずなので、そのつながりが分かるように記載する方がいいかもしれません。例えば、ある程度、同じ自治体の例であれば特定してもいいんじゃないかなと思うんです。分析評価の方法の例としてA市の例が挙がっていて、重大な不備の判定のところでもまたA市が挙がっているなら、A市であることが示されていれば、読む側は分かりやすいと思うんですよね。

【山本座長】 残り時間も短くなりましたけども、せっかくこれだけのメンバーが集まっているので、ガイドラインの点でも議論がまだあるようでしたら御意見いただければと思いますけども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。

【井内構成員】 事例集をつくっていただいて、まだ部分的ではありますが、本当に自治体としてはありがたいなと思います。

【小西構成員】 小西ですけど、発言をお許しいただけますでしょうか。

【山本座長】 どうぞ。

【小西構成員】 今回もZ o o mでの参加で申し訳ございません。大変貴重なお話をい

いただき、ありがとうございました。

今お話あったように、事例集は各地方公共団体にとって、とても役に立つものですので、ぜひよいものをつくっていただければと思います。それで、これはお願いですけれども、もし可能であれば、先ほどの町田先生のお話とも関連しますが、個別の自治体名を可能な範囲で入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

そうすると、各団体が、事例集を見てさらに調べたいときに、当該団体のホームページ等で、より具体的な情報を調べるときのきっかけにもなるのかなと思いました。もちろん限界はあると思いますが、可能な範囲で個別団体名も、事例集の中に入れていただければ、特に前の調査結果では、ほぼ全ての項目で、団体名が出ていて、大変役立ったと思いますので、お願いしたいと思いました。以上です。

【山本座長】 小西さん、どうもありがとうございました。どうぞ。

【小西構成員】 ありがとうございました。

【堀行政課課長補佐】 事務局でございます。今の御発言、真摯に受け止めたいと思います。

ただ、何点か今、限界もあるということでございますけれども、実は調査するときに、内規に当たるような文書については公表いたしませんということで、前提で情報をいただいたということございまして、特にリスク評価分析の方法ですとか、それは重大な不備に当たるというのは、内規の部分になってしまっているもので、その団体名は出せないんですけれども、内部統制評価報告書に書いてあるレベル、重大な不備でこんなことがあったとか、そういったことは出せる情報でございます。当然住民に公表されている情報ですので、そういったところは配慮させていただいて、最終的に仕上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

【小西構成員】 よろしく申し上げます。

【山本座長】 ほかに御意見等ありましたら、じゃあ。

【宮原構成員】 不勉強で申し訳ないんですが、24ページの意味を教えてくださいなんですけれども、いいですか。細かい話になっちゃって。赤字の3行目で、外部委託先における内部統制を評価する方法としては、例えば、委託先の状況に応じて、委託者が自ら実施する方法や、外部委託先が実施した評価結果を活用する方法が考えられる。

ここからなんです。リスクの低減や費用対効果等を考慮した結果、これらの方法によらない場合、つまり委託者が評価する場合、あるいは受託者が評価する場合によらない場合

の方法って、どんな方法なんですか。

【堀行政課課長補佐】 引き続き文章にあるように、委託業務の進捗管理、納品業務管理に関する研修、履行検査を徹底すると。そういったことで、リスクの発現というのを下げていくというのが一つの方策だというふうに。

【宮原構成員】 これ、委託者が自ら実施する方法も中身の1つになってくるんでしょうか。別個の問題なんですか。

【堀行政課課長補佐】 下から5行目の委託者が自ら実施する方法というのは、まさに委託先の業者自身の内部統制が効いているかどうかという意味でございますけども。

【宮原構成員】 ああ、そっちの意味ですか。

【堀行政課課長補佐】 はい。当然、外部委託先も企業であれば内部統制をやっている、上場企業であればやっているということもあって、当該企業さんの内部統制というのを踏まえて、依拠してというか、そういったこともあり得ますけども、それが両者とれないような場合に関しては、リスクの発現を下げっていくために個別の業務管理というのを徹底しようと、こういう精神を書いているところだと思っています。

【山本座長】 ほかにないようでしたら、本日は大変ありがとうございました。

まだ御意見等ありましたら、事務局にお寄せいただければ、改定案に反映されると思います。

では、事務局の報告どうもありがとうございました。皆さんどうもありがとうございました。これで閉会させていただきます。